

## ■『かんら支え愛隊』による支援サービスが充実します

■ 健康課介護保険係・地域包括支援センター 内線254

### いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために

町の高齢化率(65歳以上の人口が占める割合)が平成27年11月、30%を超えました。

少子高齢社会が進み、軽度な生活支援が必要な高齢者が年々増えています。

そこで地域の実情に見合ったご当地サービスの取り組み(介護予防・日常生活支援総合事業)が各市町村ごとに始められています。

町では、平成26年7月より介護度の軽い人や一人世帯・高齢者世帯を対象にした有償ボランティア(以下、生活支援サポートー)による買い物代行サービスを始めました。現在までに8人の利用者が週1回、安否確認と交流を兼ねて利用しています。

平成29年度からは、通称『かんら支え愛隊』として、買い物代行以外に軽度な家事(※下表参照)を支援内容に増やします。実施主体は町ですが、社会福祉協議会とシルバー人材センターに事業を委託します。

今年1月にはサービスを担うボランティア団体や地区関係者、希望者を対象とした「生活支援サポートー養成講座」を町総合福祉センターで開催しました。参加した68人は、清掃業者からトイレや台所の掃除のコツを伝授していただきたり、訪問介護事業者から「訪問の心構え」について、貴重なお話を聞くことができました。

参加者からは「多くの人の善意と優しさで事業がうまく機能することを願う」との意見が聞かれました。

● 利用希望やサービスなどの詳しい問合せは、健康課介護保険係・地域包括支援センターまでお願いします。

● 生活支援サポートー、通称『かんら支え愛隊』を募集しています。問合せは、町社会福祉協議会(☎74・5700)までお願ひします。

#### 平成29年4月から増えた『かんら支え愛隊』の支援内容

対象者	支援内容	利用回数	費用負担
①1人暮らし世帯 ②高齢者のみの世帯 (①②は要介護認定者も含む) ③要支援1・2 ④事業対象者 ※原則65歳以上	・衣類の洗濯・補修 ・住居内などの掃除・整理整頓 ・その他町が認めた家事	原則週1回	1時間200円
	生活必需品の買い物	週1回	1回100円
	ゴミ出し	週1回	月200円

#### ～生活支援サポートー養成講座～



訪問の注意点を熱心に聞く参加者



トイレ掃除のコツを学ぶ参加者



↙ 買い物代行サービスを受けている利用者さんとサポートさんに  
お話を伺いました ↘

利用者  
田中千代さん(上野)

発足当初から利用しています。自転車に乗ることができなくなったり、買い物に行けなくなつて困つていきましたが、とても助かっています。

自分で買い物をすると余分に購入してしまうこともありました  
が、そのようなこともなく、何よ

買ひ物は広告を見たり、空き袋を提示してお願いしています。4月以降は簡単な掃除もお願いします。

かかりつけ医を持ちましょう

上手なお医者さんのかかり方

お医者さんにかかるときの心掛けしだいで、医療費は節約できます。

かかりつけ医を持ち

**安心して受診しましょう**

病氣の薬についてつかわせん

●必要に応じて適切な専門医を紹

自宅から近い医療機関を選びましょう。子どもがいる場合は小児科があると安心です。

### 医療費の増加は 果食色の原因

保険税の引き上げへ

私たちが医療費の一部を支払う  
だけで医療機関にかかるのは、

使つてみませんか

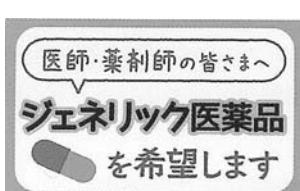
皆さんのが納めている国民健康保険税などがその一部を補つてあるからです。

医療費は年々増加傾向にあり、このまま増え続けると、保険税が引き上げられることになります。

とができるため、薬代の負担も軽くなります。薬剤師と相談しながら一緒に選び、ジェネリック医薬品を使ってみましょう。

ジエネリック医薬品を希望する場合は、『ジエネリック医薬品希望シール』を保険証やお薬手帳などの余白部分に貼つてお使いください。

医師・薬剤師の皆さんへ  
**ジェネリック医薬品**  
を希望します



役場窓口にあります

■ 健康課國保係 内線253

自分の空き時間にお手伝いできる  
と思い登録しました。  
不安や戸惑いもありましたが、  
マニュアルどおりに回数を重ねて  
いくうちに、一週間が早く過ぎる  
ようになりました。今ではお手伝  
いできるのが楽しみになつてきま  
した。

生活支援の必要な人たちにとつ  
ては、日常の何気ない会話が必要  
だと思い、毎回いろいろな話をし  
ています。自分でできるうちは時  
間を調整してお手伝いしていきた  
いと思います。



→ 田中さん(右)と上田さん

おしゃべり  
できるのが  
楽しみです！

## ■住みよい快適な環境づくりのために

■水道課業務係 内線221・222

# 公共下水道供用開始区域が、 (下水道の使用できる区域) 4月1日から34.57ヘクタール広がりました

## 公共下水道供用開始区域

◇大字白倉の一部	11.66 ヘクタール
◇大字金井の一部	0.91 ヘクタール
◇大字小幡(3区)※一部除く	22.00 ヘクタール



また現在、浄化槽を使用されているご家庭も浄化槽を廃止し、すみやかに公共下水道に直結していただくことになります。



## 下水道への接続工事を

公共下水道が完成し、処理区域になると、くみ取り式トイレの場合は3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが下水道法に定められています。

新たに追加されました。区域内のご家庭では、排水設備を設置することにより、トイレや台所などの污水を直接公共下水道に流すことができるようになります。

## 供用開始区域を告示



排水設備工事をするときは、必ず「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」以外の業者が工事をすることは規則により禁じられています。  
※「指定工事店」とは、工事が適正に行われるよう町が指定し指導を行っている業者です。



指定工事店は町内37社、町外71社が登録しています。  
見積り合わせなどで比較して選定しましょう。

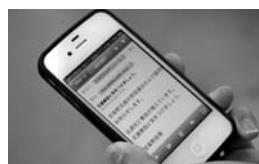
## 工事は排水設備指定工事店で

## 甘楽町安全安心メール

町の火災防災・防犯・行政情報をいち早く受信できます。

平成24年11月25日から配信を開始し、現在1,957人が登録しています。

登録方法は右のQRコードに空メールをお送りください。詳細は町ホームページ、町民カレンダーをご覧ください。



QRコード

